

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（えび流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）1 月 27 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	2 隻	1 荒尾市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	2 隻	1 玉名郡長洲町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	6 隻	1 玉名市岱明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数）	1 隻	1 熊本市西区河内町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	1隻	1 熊本市西区沖新町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	4隻	1 熊本市南区海路口町、宇土 市栄町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	3隻	1 熊本市南区川口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	えび流し 網漁業	熊本有明海	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載され た総トン数及び馬力数)	4隻	1 宇土市住吉町、網津町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年(2023年)1月30日 から 令和5年(2023年)2月13日 まで

## 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和5年(2023年)3月1日から令和8年(2026年)2月28日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 漁船に積載し、または使用する網具は1統でなければならない。
- ウ 網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
- エ 網丈は、2.3メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。